

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり実施しますので公示します。

令和6年12月2日

神奈川県公安委員会

1 技能講習(散弾銃射撃)

(1) 実施日時及び実施場所

実施日	開始時間	場所	使用銃種	射撃科目	定員
令和7年 1月11日(土) 1月23日(木)	午前(15人) 受付8時30分 講習9時00分 午後(15人) 受付12時30分 講習13時00分	神奈川県伊勢原市 上粕屋2380番地  神奈川県立 伊勢原射撃場	散弾銃	トラップ スキート	各日 30人
令和7年 1月10日(金) 1月17日(金) 1月24日(金) 1月31日(金)	午前(12人) 受付8時30分 講習9時00分 午後(12人) 受付12時30分 講習13時00分	神奈川県足柄上郡 大井町赤田902番地  株式会社 神奈川大井射撃場	散弾銃	トラップ スキート	各日 24人
令和7年 1月9日(木) 1月20日(月)	午前(12人) 受付7時50分 講習8時00分 午後(12人) 受付12時50分 講習13時00分	静岡県富士市岩本 1601番地の2  富士国際岩本山ライ フル射撃場	散弾銃	トラップ スキート	各日 24人
令和7年 1月26日(日)	午前(6人) 受付8時30分 講習9時00分	山梨県南都留郡忍野 村忍草2761番地  富士五湖ライフル及 びクレ射撃倶楽部	散弾銃	トラップ スキート	6人

(2) 講習対象者

神奈川県内に住所を有する者で、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて散弾銃を所持している者

2 技能講習（ライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃射撃）

(1) 実施日時及び実施場所

実施日	開始時間	場所	使用銃種	射撃科目	定員
令和7年 1月11日(土) 1月17日(金) 1月23日(木)	午前(3人) 受付9時00分 講習9時30分 午後(3人) 受付13時00分 講習13時30分	群馬県富岡市桑原604番地	ライフル銃(大口径・小口径)	立射 膝射 肘射	各日 6人
		ぐんまジャイアント総合クレー・ライフル射撃場	ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
令和7年 1月14日(火)	午前(10人) 受付7時30分 講習8時00分 午後(10人) 受付12時30分 講習13時00分	静岡県富士宮市猪之頭978番地の1	ライフル銃(大口径・小口径)	立射 膝射 伏射 肘射	20人
		西富士ライフル射撃場	ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
令和7年 1月9日(木) 1月20日(月)	午前(10人) 受付7時50分 講習8時00分 午後(10人) 受付12時50分 講習13時00分	静岡県富士市岩本1601番地の2	ライフル銃(大口径・小口径)	立射 膝射 伏射 肘射	各日 20人
		富士国際岩本山ライフル射撃場	ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
令和7年 1月11日(土) 1月23日(木)	午前(5人) 受付8時30分 講習9時00分 午後(5人) 受付12時30分 講習13時00分	神奈川県伊勢原市上粕屋2380番地	ライフル銃(大口径・小口径)	立射 膝射 伏射 肘射	各日 10人
		神奈川県立伊勢原射撃場	ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
令和7年 1月26日(日)	午後(6人) 受付12時30分 講習13時00分	山梨県南都留郡忍野村忍草2761番地	ライフル銃(大口径・小口径)	立射 膝射 伏射	6人

		富士五湖ライフル及びクレイ射撃倶楽部	ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃	射撃	
--	--	--------------------	-----------------	----	--

(2) 講習対象者

神奈川県内に住所を有する者で、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃を所持している者

3 受講申込手続

(1) 受付期間

令和6年12月2日(月)から各講習開催日の2週間前までの間

(2) 受講の申込先

住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課

(3) 提出書類

技能講習受講申込書1通

(4) 受講手数料

14,000円

4 受講申込に関する注意事項

(1) 警察署における受講申込の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。

(2) 受講申込書は、各警察署又は神奈川県警察のホームページ(トップページ→各種手続→営業関係→銃砲刀剣類関係→銃砲刀剣類様式)で入手できます。

(3) 受講手数料の納付は、手数料に相当する額の神奈川県収入証紙を受講申込書に貼り付けてください。

(4) 各警察署における受講の申込みを簡易書留による郵送及び代理人による申請に代えて行うことが可能ですので、希望する場合には、事前に下記の間合せ先に連絡してください。

(5) 申込後の日程変更は原則できません。

(6) 既納の受講手数料については、還付しません。

5 問い合わせ先

(1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話045-211-1212 内線3024)

(2) 神奈川県内の各警察署生活安全(第一)課

6 その他

技能講習を修了し、講習事項を修得したと認められる者に対し、後日、技能講習修了証明書を交付します。